広葉樹を植えて森を豊かに！

― 森林環境保全推進事業（広葉樹の森づくり） ―

木が育たず、放置されている山がありませんか？そのままにすると山崩れの原因にもなるので、木を植えて育てることが必要です。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って広葉樹を植え育て、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。（県で定めた経費以内で実施した場合）

どんな場所だと事業ができるの？

植えたけれど木が育たない所や、所有者の事情で植林できず困っている広さ 0.1ha（1,000m²）以上の山林が対象です。

なにか制約があるの？

植えた後３０年間は、森林以外に転用したり、木を一度に全部伐ることができなくなります。このため、森林所有者と事業者（森林組合）と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定結んでいただきます。

手続きはどうしたら良いの？

・事業者に森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。

・補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の問合せ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

■大月市森林組合　0554-22-4111
■南都留森林組合　0554-43-7455
■北都留森林組合　本所 0554-62-3330　小菅事務所　0428-87-0549
■富士北麓森林組合　0555-72-2300
■富士・東部林務環境事務所　森づくり推進課 0554-45-7813

★★豊かな広葉樹の森をつくります★★

＜整備前＞

ほったらかしにすると、土砂が流れ出したり崩れたりする恐れがあります。

＜整備後＞

広葉樹を植えて育てる（下刈・獣害防除）ことにより、森林が持っている多様な働き（水を蓄える、山崩れ等の災害を防ぐ、生き物のすみかになる、等）を回復、向上させます。さらに、人工林と比べて手入れが楽な森林にすることができます。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり整備をして、魅力ある森林として保全しましょう。